



資料1-1

# 河川に当てはめる生活環境の保全に関する水質環境 基準の水域類型の見直しについて

令和8年3月23日(月)

千葉県環境生活部水質保全課

(↓千葉の海パッケージデザイン:「万祝」アレンジ柄)



# 1 水域類型指定に係る制度の概要

## 【環境基準（環境基本法第16条第1項）】

人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準

## 【類型指定の事務（環境基本法第16条第2項）】

2以上の都道府県にわたる主な水域は国が、その他の水域は県があてはめる類型を指定

⇒県は利根川、常陸利根川、江戸川、旧江戸川、東京湾以外の水域の類型を指定



## (生活環境の保全に関する基準)

類型区分	主な利用目的	環境基準項目					県内指定水域数*
		pH	BOD (mg/L)	SS (mg/L)	DO (mg/L)	大腸菌数 (CFU/100mL)	
AA	自然環境保全（国立公園等） 水道1級（簡易ろ過）	6.5以上 8.5以下	1以下	25以下	7.5以上	20以下	0(0)
A	水道2級（沈殿ろ過） 水産1級		2以下			300以下	22(24)
B	水道3級（高度な浄水操作） 水産2級		3以下		5以上	1,000以下	20(22)
C	工業用水（沈殿等） 水産3級		5以下			50以下	—
D	農業用水 工業用水（薬品注入）	6.0以上 8.5以下	8以下	100以下	2以上	—	2(2)
E	環境保全（日常生活で不快感を感じない程度）		10以下			ごみ等の浮遊が認められないこと	—

※1 いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道1級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数300CFU/100ml以下とする。  
（令和7年2月14日改正）

水浴：水の経口摂取の可能性が高い活動として、水との触れあい、水域でのスポーツ、レクリエーションなど水に触れる利用を幅広くいう。

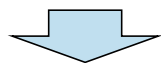
※2 水産1級、水産2級、及び水産3級のみを利用目的とする場合については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。

注 カッコ内は、国指定河川（利根川・江戸川）も含めた水域数

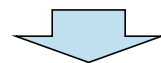
## 2 水域類型の見直しの概要

類型指定は法定受託事務であることから、類型指定の見直しは国が示す事務処理基準、環境基準の告示等に基づいて行う。

環境基準の告示では、「水域類型は利用目的や水質の変化等に伴い適宜改訂するもの」とされている。



本県では類型指定当初と比べ、多くの水域で水質の状況等に変化が生じている  
(水質が改善している)ため、水域類型の見直しを行うこととした。



R4年3月3日 諮問

「河川に当てはめる生活環境の保全に関する水質環境基準の水域類型の見直しについて」

審議中

### (1) 県の類型指定見直しの考え方

河川における類型見直しの基本的な考え方を整理

### (2) 都川及び葭川における類型指定見直し

類型指定当時と比べて水質状況の変化が顕著な都川・葭川をモデルケースとして見直し

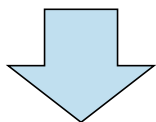
### 3 これまでの審議の経過

国の水域類型の見直しの考え方に準じて、県の見直しの基本的な考え方を整理する。

これまでの審議で示した「県の水域類型見直しの基本的な考え方（案）」（概要）

- ・ 上位類型の基準を達成している水域（以下により判断）について見直しを実施。
  - ①5年以上連続して上位類型の基準を達成しているB類型以下の水域。
  - ②10年以上連続してAA類型の基準を達成しているA類型の水域。
- ・ 水域類型の見直しにあたっては、BOD及び大腸菌数の測定値を基本に検討し、その他の項目については、必要に応じ、考慮するものとする。
- ・ **大腸菌数については未達成の場合は、「当面の間、適用しない。」ものとする。**

国と同じ。  
(赤字以外)



国が見直し方法の改訂等を検討していることが明らかになったため、国から方針が示された後、県の基本的な考え方を再度検討する。（令和5年度第2回水環境部会）

関係する主な改定等（概要）

○河川（国指定水域）における類型指定の見直し方針について（令和6年9月18日事務連絡）

- ⇒ 大腸菌数については、その他項目として大腸菌群数に代わる1項目として取り扱う。
  - ・ 上位類型の見直しにあたっては、地域ニーズ等の把握等を考慮した上で検討を行う。

○処理基準（令和7年2月14日改正）

- ⇒ 類型指定の見直しについて、地域関係者と協議したうえで、柔軟に適時適切に見直しを行う。

## 4 県の類型指定見直しの基本的な考え方(修正案)

### 1 類型見直しの基本的な考え方

国から新たに見直しの方針等が示されたため、県の類型見直しの基本的な考え方(案)を修正する。

#### (1) 見直し対象水域【変更なし】

- ア 利用目的に変化が生じ、現行の類型区分の利用目的と整合していない河川
- イ 類型指定当時と比べて水質の状況が大きく改善している河川

#### (2) 見直しの考え方【追加・修正】

- ア 各河川の現状及び将来の利用目的を確認し、現状類型の利用目的と整合していない場合、適切な類型へ見直す。
- イ 公共用水域水質測定結果の直近のBOD環境基準達成状況を整理し、現状類型がB～Eの場合は上位類型の基準値を5年以上連続して達成、または現状類型がAの場合はA Aの基準値を10年以上連続して達成が確認できた場合、上位の類型へ見直す。
- ウ 上位類型への見直しにあたっては、BODの測定値を基本に検討し、その他の項目については、必要に応じ考慮し、検討するものとする。【修正】
- エ 上位類型への見直しにあたっては、水域の利用状況や関係機関へのヒアリング等による地域ニーズの把握等を考慮した上で検討を行うものとする。【追加】
- オ 水質汚濁の状況や利用目的の実態、科学的知見等に応じて、地域関係者と協議をした上で見直しが必要と判断された場合、適切な類型へ見直す。【追加】

## 4 県の類型指定見直しの基本的な考え方(修正案)

### 2 類型見直しに伴う達成期間の基本的な考え方

類型見直しを行った際には、以下の基本的な考え方により達成期間の見直しも行う。

達成期間※は各水域の状況や目標達成のための施策を考慮し、設定する。なお、既に上位類型の環境基準を達成している場合は、達成期間は「イ 直ちに達成」とする。

※達成期間：水質環境基準の達成に必要な期間であり、類型指定と合わせて設定することとされている。類型を見直す際も、合わせて達成期間を設定する必要がある。

(水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年12月28日環境庁告示第59号))

- ・「イ」：直ちに達成
- ・「ロ」：5年以内で可及的速やかに達成
- ・「ハ」：5年を超える期間で可及的速やかに達成

### ※ 大腸菌数の達成状況評価について

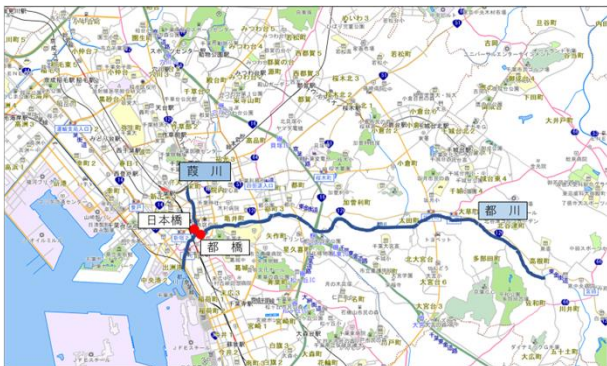
大腸菌数の環境基準値が設定されていないC～E類型から、AA～B類型に見直した場合の大腸菌数の達成状況の評価(90%水質値)については、水域の利用目的、地域ニーズを考慮し、評価を行うか否かを検討する。

# 5 都川及び葭川の類型指定見直し(案)

## (1 現行類型)

河川名	現行類型	達成期間	指定年月日
都川	E	□	S48. 7. 31
葭川	E	□	

「□」：5年以内で可及的速やかに達成

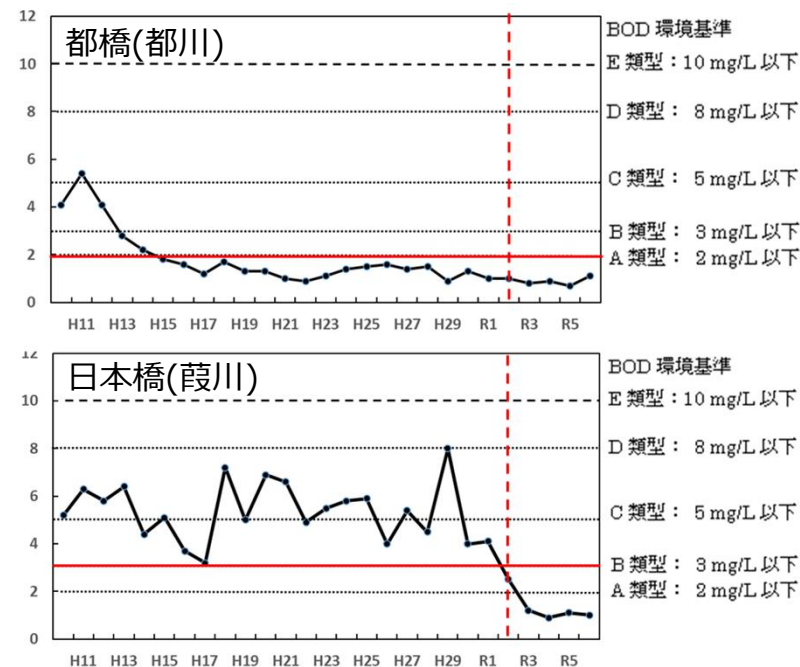


## (2 現状利用目的の確認)

類型区分	主な利用目的	都川	葭川
AA	自然環境保全（国立公園等） 水道1級（簡易ろ過）	-	-
A	水道2級（沈殿ろ過） 水産1級	-	-
B	水道3級（高度な浄水操作） 水産2級	-	-
C	工業用水（沈殿等） 水産3級	-	-
D	農業用水 工業用水（薬品注入）	-	-
E	環境保全（日常生活で不快感を感じない程度）	○	○
-	水浴※	-	-

※水浴は環境基準点周辺の利用目的

## (3 現状水質の確認)



## (4 地域ニーズの把握)

- 千葉市（流域市）、県河川環境課（河川管理者）から地域ニーズを把握。
- 現状水質の類型に見直すことについて、関係機関から異議がなく、**地域ニーズとの整合**を確認。
- 水浴及び水道水源としての利用予定はなく、**大腸菌数の達成状況の評価に係る地域ニーズはない**ことを確認。

## (5 結論)

- 都川の水質類型を E → A 類型、葭川の水質類型を E → B 類型**に見直す。
- 達成期間は「直ちに達成」とする。**

河川名	現行			見直し後	
	該当類型	達成期間		該当類型	達成期間
都川	E	□	⇒	A	イ
葭川	E	□	⇒	B	イ

「イ」：直ちに達成  
 「□」：5年以内で可及的速やかに達成

※ 当該河川の環境基準点では、大腸菌数の達成状況の評価は行わない。

## 6 今後のスケジュール

### 【水域類型見直しの進め方】

審議会  
(素案)

パブリック  
コメント

審議会  
(案)

答申

告示・施行

### 【都川・葭川見直し後】

- ・ 県が類型指定している65水域（都川・葭川を除く）をグループ分けし、順次見直しを行っていく。